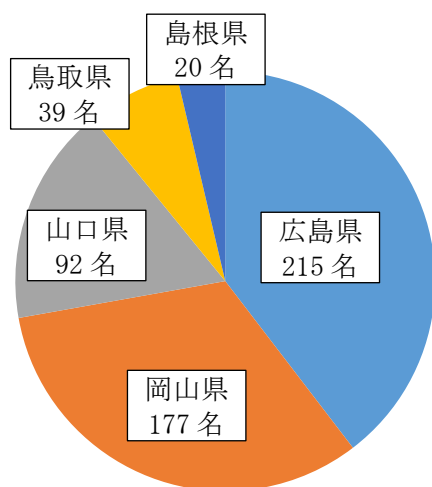


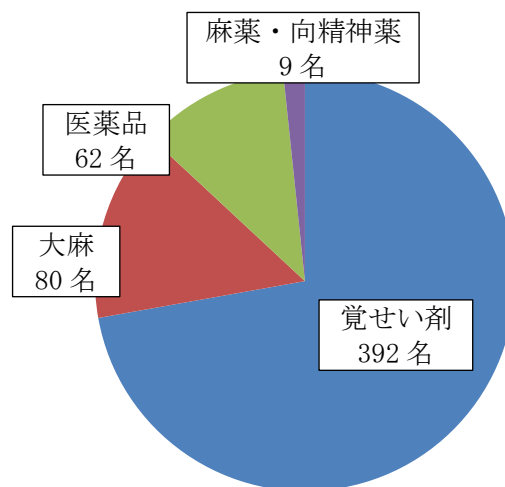
麻薬取締部長 坂井 大樹

1. 中国地区管内の薬物情勢

中国地区管内 5 県の実検締機関による平成 27 年中の薬物事犯検挙者数は、543 名(速報値。以下同じ。)で、そのうち広島県、岡山県及び山口県の 3 県合計が 484 名と山陽地方で全体の 89%を占めています。法令別では、覚せい剤取締法違反で 392 名と全体の 72%を占め、大麻取締法違反の 80 名(15%)、危険ドラッグを取り締まる医薬品医療機器等法（旧薬事法）違反の 62 名(11%)、麻薬及び向精神薬取締法違反の 9 名(2%)と続いています。



県別検挙者数（速報値）



法令別検挙者数（速報値）

2. 危険ドラッグ

特に、危険ドラッグにつきましては、平成 26 年に危険ドラッグ乱用者による等、他者を巻き込んだ重大な交通事故等が社会問題化したことを受け、全国の麻薬取締官が第一線に立って危険ドラッグ販売業者に対する立入検査、検査命令及び販売等停止命令を実施し徹底した取締りを実施しました。

その結果、危険ドラッグの流通を阻止し、販売業者の利益構造に大きな痛手を与え、危険ドラッグ販売店舗数は大幅に減少し、平成 27 年 7 月には危険ドラッグ店舗を全滅させることができました。

その後、1 年が経過する中で、事実上潜在化の一途をたどり、店舗型販売からデリバリー型（宅配）やインターネット販売型へと移行し、潜在化・巧妙化しながら依然国内流通が確認されています。一例として、平成 28 年 1 月に近畿の麻薬取締部がインターネット利用の指定薬物製造原料販売者を検挙しましたが、その購入客である放送アナウンサー（東京都）、市職員（神奈川県、大阪府）、自衛官（福岡県）など男女 13 名が芋づる式に検挙され、そのうち中国地区管内でも自営業の男（島根県）の客 1 名を検挙しています（以下の写真 1、2：通称「ラッシュ」と呼ばれる商品を撮影）。



危険ドラッグ（写真１）



危険ドラッグ（写真２）

一方で、このように危険ドラッグの取締りが強化され、法規制がより厳しくなり、危険ドラッグの入手が困難、さらに危険ドラッグの中身が不明かつ危険性を有するなどの理由により、乱用者は再び大麻に手を出しているのではないかと分析しており、全国的にも大麻取締法違反での検挙者数は増加傾向にあります。

大麻は、世界で最も乱用されている薬物です。大麻の危険性を軽視し安易に手を出す者もありますが、依存性を有しており、陶酔、幻聴、幻覚、思考の変容等様々な危険な症状を呈するとともに、覚醒剤等の別の違法薬物への移行を容易にさせる「ゲートウェイドラッグ」となっており、非常に危険な乱用薬物の一つであることを皆さまにはぜひ知っていただきたいと思います。

３．医薬品の乱用

覚醒剤、危険ドラッグや大麻などの不正薬物に限らず、病院等医療機関で取り扱う抗不安薬（例：エチゾラム）、睡眠薬（例：フルニトラゼパム、トリアゾラム、ゾルピデム）、やせ薬（例：マジンドール）等、乱用や横流しの対象とされやすい処方せん医薬品も習慣性を有しており、服用の仕方によっては、重大な健康被害をもたらすことが十分に考えられますので、担当医師が指示した用法・用量に従って適切に服用する必要があります。

４．最後に

医薬品も含め薬物による乱用や健康被害、またその影響下での事件・事故を防ぐためには、「供給の遮断」と「需要の根絶」という両面の対策を講じる必要があります。乱用薬物の流通実態についての把握、乱用薬物事犯の検挙・摘発など取締りの強化とともに、国民一人一人が乱用薬物を使わないという意識を向上させ、社会全体が乱用薬物を拒絶する規範意識をより強く持つためにも、特に青少年を中心に安易に乱用薬物に手を出さないよう、効果的な広報啓発活動を引き続き行っていきます。様々な乱用薬物が出現する中、薬物乱用撲滅に向けて鋭意努力いたしますので、今後ご理解・ご協力をお願いいたします。